第6回名立区地域協議会　次第

日時：令和8年9月29日（火）　午後6時30分から
場所：名立区総合事務所　第2会議室

1　開　会

2　報告事項

(1) 上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について
（公開）…資料No.1-1、1-2、1-3、1-4

3　諮問事項

(1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（公開）

①ろばた館の休館日の変更について（諮問）…資料No.2-1
「ろばた館」使用料の見直し（案）について

②円田荘の利用時間及び休館日の変更について（諮問）…資料No.2-2
「円田荘」使用料の見直し（案）について

③不動地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について（諮問）…資料No.2-3
「不動地域生涯学習センター」使用料の見直し（案）について

④上越市立名立地区公民館の利用時間及び休館日の変更について（諮問）…資料No.2-4
「上越市立名立地区公民館」使用料の見直し（案）について

⑤名立コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について（諮問）…資料No.2-5

⑥上越市立名立地区公民館上名立分館の利用時間の変更について（諮問）…資料No.2-6
「上越市立名立地区公民館上名立分館」使用料の見直し（案）について
「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

4　自主的な審議

(1) 名立の魅力発信と持続可能な集落・地区の促進について(公開)　　…資料No.3

（裏面あり）

5　その他事項

次回　地域協議会開催日　令和 8 年 10 月 29 日（木）【答申あり】

【適正配置後期計画案の報告に係る説明】11 月の場合　24 日（火）または 26 日（木）

【適正配置後期計画案の報告に係る説明】12 月の場合　22 日（火）または 24 日（木）

6　閉　会

資料 No. 1-1

令和 8 年 9 月 17 日
（地 域 政 策 課）

上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について

1　上越市地域にぎわい事業補助金

⑴　事業目的

持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動を支援する。

⑵　制度概要

「別紙 上越市地域にぎわい事業補助金パンフレット」のとおり

⑶　その他

本補助制度のほか、新たなまちづくりの担い手や団体の発掘を期待し、まちづくり活動の初動を支援する「にぎわいスタートアップ事業補助金」を検討中（募集開始予定：令和 9 年 4 月）。

2　上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について

当該補助金を活用する事業を採択するに当たり、地域自治区制度の趣旨や地域住民のニーズを踏まえ、地域にとって真に必要な事業を採択するため、地域の現状や課題を把握し将来像について議論している各地域協議会に対し、提案事業の評価について協力を依頼するもの。

「別紙 上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について」のとおり

3　地域ビジョンの作成について

これまで作成してきた「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成を各地域協議会に依頼するもの。

「別紙 地域ビジョンの作成について」のとおり

資料No.1-2



上　越　市

地域にぎわい事業補助金

2027年度

事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和８年９月１日（火）～１２月２８日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありませんが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

１０/１０以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

５人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。

事業実施の流れ

～12月末 → ～1月末 → 2・3月 → 4月～

① 取組の相談・助言・提案
② 提案内容の確認・聞き取り
③ 審査・採択
④ 審査結果の通知
⑤ 補助金交付申請・交付決定
⑥ 事業の実施
⑦ 実績報告・補助金交付

提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

地域自治区	事務所	電話番号等
安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL　(025) 520-5672
MAIL　chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

詳しくは
こちらの
ホームページから

－上越市地域にぎわい事業補助金の制度概要－



1　趣旨・対象とする活動

＃　持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。
昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。
このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

＃　各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。
ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。
一例として、次のような活動が考えられます。

- 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- 地区内の集いの場づくり







2　対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
○ 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
○ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
○ 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3　対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

○ 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
　（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
○ 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
　（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
○ 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費
　（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
○ その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4　活動の提案

○ 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
○ 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
○ 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5　活動の審査



○ 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
○ 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
　① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
　② 地域への貢献度　　④ 活動の実現性・効率性
　③ 多様な主体の参画度　　⑤ 将来への発展性・期待度
○ 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高士区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。
※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6　活動の公表・評価



○ 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
○ 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。

資料 No.1-3

令和８年９月 17 日

（宛先）名立区地域協議会
会　長　原田　秀樹　様

上越市長　小菅　淳一
（総合政策部地域政策課）

上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について（依頼）

当市では、地域活動への支援としてこれまで実施してきた「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の２つの制度の成果と課題を検証し、地域自治の趣旨やそれぞれの制度の良い点などを考慮しながら、地域協議会委員の皆様からのご意見を踏まえ、財源支援の仕組みを検討してきました。

この度、人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な活動はもとより、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動を更に実現することで、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進することを目指し、「地域にぎわい事業補助金」を創設しました。

当該補助金を活用し実施する地域活動の採択に当たっては、このような趣旨や地域住民の生活実感を踏まえ、地域にとって真に必要な提案事業を採択したいと考えております。

各区の地域協議会におかれましては、日頃から地域の現状・課題の把握に努め、地域の将来像やその実現に必要な取組等について議論を深めておられることから、同協議会の意見を踏まえた市の事業選定や地域活動の実現につなげていくため、提案事業の評価をお願いいたします。

記

１　評価の概要

⑴　評価方法

提案団体から提出された事業提案書を踏まえ、所定の基準に基づいて評価をお願いします。

⑵　評価基準

評価は、次の５項目に基づき行うものとします。

①　地域ビジョンへの適合性

※令和９年度については、各地域協議会が作成した「地域活性化の方向性」や、今後地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいかという観点を含めて評価をお願いします。

なお、地域ビジョンの策定については、別途、各地域協議会に依頼します。

②　地域への貢献度

③　多様な主体の参画度

④　活動の実現性・効率性

⑤　将来への発展性・期待度

次項あり

⑶　評価結果の取扱い

評価いただいた結果と各区の上限額を踏まえ、市が採択する事業を決定します。

２　スケジュール

令和８年 12 月 28 日（月）	提案事業募集締切
令和９年１月	事務局にて提案内容の検収・とりまとめ作業等
令和９年２月～3 月	各地域協議会にて評価
令和９年３月末	各提案団体へ採択通知書の送付・連絡
令和９年４月以降	各提案団体による申請手続き、事業実施、実績報告等

以上

【問合せ先】
名立区総合事務所総務・地域振興グループ　地域振興班
TEL 025-537-2121
【制度全般について】
総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672

資料 No. 1-4

令和 8 年 9 月 17 日

（宛先）名立区地域協議会
会　長　原田　秀樹　様

上越市長　小菅　淳一
（総合政策部地域政策課）

地域ビジョンの作成について（依頼）

人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える担い手が減少する中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます大切になると考えています。

地域の様々な主体が連携し、各区固有の地域課題に対応していくためには、地域全体で目指す方向性を共有する指針の存在が重要と考えます。この指針は、課題解決に向けた取組の整理や実施のよりどころとなるとともに、地域の取組を次世代へ継承し、将来の担い手を考える上でも有意義なものと捉えています。

つきましては、これまで各地域協議会で作成された「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成をお願いします。

１　主な用途

地域ビジョンは、次に掲げる取組等において活用されることを想定しています。

・地域協議会における自主的な審議のテーマ設定及び審議成果の明文化
・「上越市地域にぎわい事業補助金」における提案事業の検討及び評価
・地域運営組織の在り方の検討
・その他、地域における課題解決に向けた取組の整理及び実施

２　地域ビジョンの構成

・地域ビジョンは、以下の 3 項目を必須とします。

項目	内容
目指す地域像（地域のありたい姿）	・自分たちの地域をどうしていくか、どうなるとよいかについて話し合い、課題解決のための目標を設定する。
地域の現状（特徴・魅力・課題）	・地域の現状及び課題を把握し、地域が有する特徴や魅力（地域資源、産業、観光、子育て、社会教育、福祉など）の観点から整理する。 ※必ずしも網羅的に整理する必要はありません。地域として力を入れていきたい重要な分野に絞っていただくことも可能です。
対応方針（項目ごとの対応）	・各区の特徴を踏まえ、地域の活性化につながる観点から、地域の現状（特徴・魅力・課題）に対する対応方針を整理する。

次項あり

※留意事項

・必要に応じて、上記3項目以外にも記載することは可能です。
・各地域協議会の自主的審議のテーマ設定や意見書の内容を制限するものではありません。
・他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）における活動を妨げるものではありません。
・地域ならではの視点による内容の作成は可能ですが、市全体の方針と合致しない取組等は、市の支援対象とならない場合があります。

3　作成（更新）手順

⑴ 各地域協議会において作成手順を検討し、令和9年7月までに作成してください。

・地域ビジョンの策定に当たり、関係する地域の団体に意見を聞くことは差し支えありません。
・地域ビジョンは市から地域協議会へ作成を依頼するものであることから、地域にぎわい事業補助金等を活用し、専門家へ作成業務を委託することはできません。

⑵ 既に地域で策定されている類似の計画等がある場合は、地域協議会委員の負担軽減や作業の簡素化、地域全体で進むべき方向性を共有するという趣旨を踏まえ、類似計画を十分に活用し、実質的に一本化していく対応を推奨します。

・これまでの自主的審議事項や地域で策定済みの各種方針（地域福祉活動計画等）を取り入れること、地域の団体と連携しワークショップ形式で意見を集約することも可能です。
・地域で作成済の方針（地域福祉活動計画等）を参考に取り入れる場合には、策定元の団体等にあらかじめ許可を得る必要があります。
・相互に協力して取り組むことで効果的に推進できる事項については、積極的な連携を図ることが理想です。

⑶　地域ビジョン策定以降、必要に応じて毎年度、見直しを行っていただくことも可能です。

4　作成・運用スケジュール

地域ビジョンの作成及び運用に係る直近のスケジュールは、以下のとおりとします。

時期	内容
令和8年9月～令和9年7月	地域協議会において地域ビジョンを作成
令和9年8月～令和9年12月	市ホームページで地域ビジョンを公開 令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金の提案募集開始
令和10年2月以降	地域協議会において令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の適合確認に活用

5　その他

既存の「地域活性化の方向性」は、「地域ビジョン」の作成をもって廃止するものとします。

【問合せ先】
名立区総合事務所総務・地域振興グループ　地域振興班
TEL 025-537-2121
【制度全般について】
総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672

資料No.2-1

上農政第８３０－１号
令和８年９月１７日

名立区地域協議会
会　長　　原　田　秀　樹　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（農林水産部農政課）

ろばた館の休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第７９号　　ろばた館の休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、ろばた館の休館日を変更することに関し、名立区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　休館日 <u>月曜日及び火曜日並びに</u>１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「ろばた館」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
795 人	12,645 人	18,437 人	-11,850 人 (-93.7%)	-17,642 人 (-95.7%)	6,708 千円	8,438 円

２　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

月曜日、火曜日の利用実態	・令和 7 年度における月曜日の利用件数は 5 件である。火曜日の利用件数は 18 件であるが、そのうち 6 件はイベント利用であり、毎週又は毎月の利用を前提とした定期予約団体はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり

利用団体・利用者	・利用は定期的なものではなく必要に応じて行われていることから、月曜日及び火曜日を休館日とした場合でも、利用日を他の曜日へ変更することで対応可能との意見があった。
施設管理者	・月曜日及び火曜日の利用は限定的であり、休館日とすることで管理業務の効率化や負担軽減が図られることから、利用実態を踏まえた妥当な見直しであるとの意見があった。

「ろばた館」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.1～1.2 倍とした金額を四捨五入して 100 円単位にした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。

（網掛けは前回お示しした使用料を変更した箇所）

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
会議室	**1時間につき**	700 円	590 円
研修室		200 円	160 円
生活実習室		500 円	380 円
生きがい創造室		300 円	240 円
調理室		400 円	320 円
ふれあいホール（全面）		1,400 円	1,270 円
ふれあいホール（半面）		700 円	640 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No.2-2

上農政第８３０－２号
令和８年９月１７日

名立区地域協議会
会　長　　原　田　秀　樹　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（農林水産部農政課）

円田荘の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第８０号　　円田荘の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、円田荘の利用時間及び休館日を変更することに関し、名立区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前９時から午後９時まで ２　休館日 月曜日及び火曜日並びに１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「円田荘」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
830 人	1,583 人	2,944 人	-753 人 (-47.6.％)	-2,114 人 (-71.8％)	760 千円	916 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
令和 7 年度の利用件数は 0 件であり、利用実績はない。	

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり

利用団体・利用者	・見直し対象時間帯の利用実績がないことから、開館時間の短縮による利用への影響は限定的であり、利用実態に即した見直しであるとの意見があった。
施設管理者	・施設の管理方法に大きな変更は生じないことから、開館時間の見直しによる運営上の支障はないとの意見があった。

３　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

月曜日、火曜日の利用実態	・令和 7 年度における月曜日の利用件数は 3 件であり、火曜日の利用件数は 0 件である。いずれも利用が少ない曜日となっている。 ・また、令和 7 年度の定期利用団体はなく、利用は必要に応じて行われている。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり

利用団体・利用者	・月曜日及び火曜日の利用は少なく、定期利用団体もないことから、休館日の設定による利用への影響は限定的であり、利用実態を踏まえた見直しについて理解できるとの意見があった。
施設管理者	・利用の少ない曜日を休館日とするものであり、利用者への影響は限定的であるとの意見があった。

「円田荘」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.2 倍とした金額を四捨五入して 100 円単位にした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
和室	1 時間につき	200 円	140 円
調理実習室		150 円	110 円
多目的ホール		300 円	270 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料No.2-3

上教社第２００９３号
令和８年９月８日

名立区地域協議会
会　長　　原　田　秀　樹　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

不動地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第８１号　　不動地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、不動地域生涯学習センターの利用時間及び休館日を変更することに関し、名立区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 なし	１　利用時間 <u>午前９時から午後９時まで</u> ２　休館日 <u>１２月２９日から翌年１月３日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「不動地域生涯学習センター」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
2,451 人	3,031 人	3,151 人	-580 人 (-19.1%)	-700 人 (-22.2%)	2,586 千円	1,055 円

2　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
・R7 年 4 月～R8 年 3 月の利用件数は 19 件であり、ほとんどが地元団体の利用である。	・R7 年 4 月～R8 年 3 月の利用件数は 55 件であり、ほとんどが地元団体の利用である。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	－
地元町内会	・町内会の会議で 21 時以降使用することがあったが、今後は使い勝手は悪くなると思う。
施設管理者	－

3　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

利用実態

年末年始の利用実態	・R7 年度における年末年始の利用は 0 件。

⑴ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	―
地元町内会	・令和 9 年から地域の正月行事を開催するので、開館日としてほしい。
施設管理者	―

「不動地域生涯学習センター」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
体育館	1 室 1 時間につき	700 円	600 円
ふれあいルーム		300 円	220 円
会議室		200 円	150 円
体験交流室		300 円	200 円
調理実習室		200 円	150 円
第 1 研修室		300 円	200 円
第 2 研修室		300 円	200 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料No.2-4

上教社第２００９４号
令和８年９月８日

名立区地域協議会
会　長　　原　田　秀　樹　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立名立地区公民館の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第８２号　　上越市立名立地区公民館の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、名立地区公民館の利用時間及び休館日を変更することに関し、名立区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前９時から午後９時まで ２　休館日 水曜日及び１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市立名立地区公民館」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
12,995 人	16,478 人	－	-3,483 人 (-21.1%)	－	11,066 千円	852 円

2　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
・R7 年 4 月～R8 年 3 月の利用件数は 740 件で、全体の 43.6%ではあるが、主に市主催事業や減免団体での利用であり実利用時間よりも早い時間からの予約が多いことから影響は少ない。	・R7 年 4 月～R8 年 3 月の利用件数は 210 件であり、全体の 12.3%で主にイベント等での全館使用が大半である。 ・R7 年 4 月～R8 年 3 月の定期利用団体数は 3 団体にとどまる。

⑴ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者、施設利用者に対し、意見交換会を開催し変更内容の説明と意見交換を実施した。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	・家庭の事情で 19 時 30 分に集まっている。2 時間使用するので 21 時 30 分までの開館であればありがたい。
地元町内会	・21 時以降は利用が少ないので開館時間の短縮は賛成。
施設管理者	－

3　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

利用実態

水曜日の利用実態	・R7 年 4 月～R8 年 3 月における水曜日の利用件数は 205 件であり、全体の 12.0%と平日（月～木曜）の中では最も低い。 ・R7 年 4 月～R8 年 3 月定期利用団体数 3 団体。

⑴ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者、施設利用者に対し、意見交換会を開催し変更内容の説明と意見交換を実施した。主な意見等は以下のとおり

利用団体・利用者	・水曜日利用が定着しているので開館することはできないか。
地元町内会	・曜日を指定して利用していないので問題ない。
施設管理者	・物価人件費の高騰という理由であれば反対するわけにはいかない。

「上越市立名立地区公民館」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍以内を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
第 1 会議室	1 室 1 時間につき	300 円	270 円
第 2 会議室		400 円	360 円
第 3 会議室		300 円	250 円
第 1 講座室		150 円	130 円
第 2 講座室		200 円	190 円
調理室		150 円	140 円
体育館		1,000 円	840 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No.2-5

上 地 第 １ ８ ０ 号
令 和 ８ 年 ９ 月 ９ 日

名立区地域協議会
会　長　　原　田　秀　樹　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（総合政策部地域政策課）

名立コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第８３号　　名立コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、名立コミュニティプラザの利用時間及び休館日を変更することに関し、名立区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 <u>午前９時から午後９時まで</u> ２　休館日 <u>水曜日及び１２月２９日から翌年１月３日まで</u>

※ 名立地区公民館の一部（市民交流サロン）をコミュニティプラザとしており、施設の利用状況等については名立地区公民館の参考資料のとおり

資料No.2-6

上教社第２００９５号
令和８年９月８日

名立区地域協議会
会　長　　原　田　秀　樹　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立名立地区公民館上名立分館の利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第８４号　　上越市立名立地区公民館上名立分館の利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、名立地区公民館上名立分館の利用時間を変更することに関し、名立区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで	１　利用時間 <u>午前９時から午後９時まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市立名立地区公民館上名立分館」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
166 人	780 人	1,845 人	-614 人 (-78.7%)	-1,679 人 (-91.0%)	396 千円	2,386 円

2　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
・R7 年 4 月～R8 年 3 月の利用件数は 3 件であるが、すべて選挙投票事務に関する利用となっている。	・R7 年 4 月～R8 年 3 月の利用件数は 6 件であるが、すべて選挙投票事務に関する利用となっている。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	－
地元町内会	・開館時間の変更は問題ない。
施設管理者	－

「上越市立名立地区公民館上名立分館」
使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
多目的ホール	1 室 1 時間につき	300 円	210 円
会議室		150 円	110 円
調理実習室		150 円	110 円
研修室		400 円	300 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.1～1.2 倍とした金額を四捨五入して 100 円単位とした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1 時間	600 円	510 円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1 施設	200 円	160 円
	中学生以下	1 施設	100 円	110 円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円
	直江津東中学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円
	春日中学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No. 3

今後の事業計画

■活動方針に基づく事業（①･②）の進め方の手順等

【名立区における現在のイベントタイムスケジュール（案）】

●主な名立区内の魅力発信における媒体（イベント）

春	GWフェスタ（うみてらす名立）
夏	ふるさと名立まつり・各地区夏まつり
秋	オータムフェスタ（うみてらす名立）・みずの森フェスティバル（不動地区）・公民館まつり・新そばまつり（ろばた館）
冬	イルミネーション・灯の回廊（不動地区）

（Ｉ）魅力発信会議でのプラン（案）

①SNS魅力発信プロジェクト

②交流イベントプロジェクト

③食のプロジェクト（ヨモギ・米・梅など）

④魅力発信基地プロジェクト（うみてらす名立、シーサイドパーク名立）

⑤ヨモギプロジェクト　→　次ページ参照

■ヨモギプロジェクト（事業を実施し、情報発信を行うことで一つの成果となる）

〇背景・課題

- うみてらす名立では、名立の魅力のＩつとして、ヨモギを取り上げている
 → サウナ・ヨガなど
- 収穫する人が激減
- 鍼灸師や研究者が「名立のもぐさ」に注目している
 → そもそも最上級といわれる「名立のもぐさ」が無くなるのではという危機感
 → “最上級”を裏付けるエビデンス（意味：「証拠」「形跡」「根拠」「裏付け」）
 → 盲・聾（ろう）学生の実習先（鍼灸按摩）
- ヨモギの需要の高まり
 → 飲み物（アルコール飲料も含む）、サウナやヨガの材料、お香…

〇将来の成果　＝　収穫者の増　→　新しい産業化
＝　「名立もぐさ」の優位性が一般市民に認知
＝　もぐさを介した交流人口の増　→　移住定住

〇関係者

- 佐藤竹右衛門商店
- うみてらす名立
- 越後薬草
- ＪＡえちご上越
- 全国の鍼灸師
- 明治国際医療大学：伊藤和憲　教授
- 筑波技術大学：笹岡知子　助教
- 東京農工大学：竹本太郎　講師

（２）魅力発信の調査（案）

●名立川流域プロジェクト（不動のブナ林～名立区田園、うみてらす名立まで）

◇オープンチャットのイメージ（別紙３参照）

「名立の魅力」をオープンチャットを活用し、様々なSNSを通じ情報発信を行う。

【独自のルール】

・ 個人情報をあげない

・ 誹謗中傷をしない

（３）地域にぎわい創出補助金を活用

※　にぎわい創出補助金を活用するためには、11月中にはある程度の方向性を決める必要がある（11月中に市に相談、12月28日提出期限）

※　名立区の補助金予算枠（R9）550万円（目安：事業費20～30万円くらいで検討）

(4)サポーターの募集について

① ヒトコトサポーター　→人力の提供、行事への参画

② モ ノ サ ポ ー タ ー　→物品・場所の提供

③ カ ネ サ ポ ー タ ー　→会費・寄付の提供

※ 個人、団体、企業（事業所含む）へのお願い

ご参加ください！

オープンチャット「よってがし木島平」

木島平村と木島平村観光振興局では、関係人口の拡大と地域活動の活性化、活発な情報発信、円滑な情報共有を目的に、木島平村オープンチャット「よってがし　木島平」を開設しました。

観光情報・イベント情報はもちろん、季節の便りや旬の食材情報、伝統行事まで、木島平村の最新情報を共有しましょう！

【参加は下記 QR コードから】



■「LINE オープンチャット」とは？

コミュニケーションツール「LINE」内にあるサービスです。LINE の友だちになっていなくてもトークしたり、情報をキャッチすることができ、興味関心事や日常生活に密着した話題について、幅広い場面でコミュニケーションをとることができます。

■公式 LINE との違いは？

誰でも参加可能、退出も自由。公式 LINE とは異なり、双方向の会話が可能で、参加している誰でもが質問したり、回答することが可能です。

（一社）木島平村観光振興局
電話：0269-82-2800　FAX：0269-82-2939
メール：info@kijimadaira.org

名立のまちの情報を、
もっと身近に。

みんなでつながる
名立の輪

名立魅力発信会議

オープンチャット に参加しませんか?

名立区に暮らす皆さんと、
地域の情報を共有したり、
幅広くコミュニケーションをとることができる
LINEオープンチャットを開設しました。

QRコードをスマートフォンで
読み取ってください。

LINEオープンチャットとは?

LINEの友だちになっていなくても
同じ地域やテーマに関心のある人同士で
トークしたり、情報をキャッチすることができます。
双方向の会話が可能で、参加者同士で
質問したり、回答することが可能です。

こんな情報を共有しましょう!

- 名立区の観光情報・イベント情報
- 地域のお知らせ
- 「名立でこんなことをやってみたい!」
- 「名立のこんなところが好き!」など

名立をもっと知る。
名立の人とつながる。
名立をもっと面白くする。



— 主催団体 —

名立魅力発信会議

(事務局:道の駅うみてらす名立内　一般社団法人山と海の環り舎)